

2.1 出火箇所の判定

延焼機構のなかでも、延焼経過を明らかにすることが、さらには、延焼経路を明らかにすることが、そのまま出火箇所の判定につながる。ある火源から出火して、次第に周囲のものを燃しながら延焼拡大していく過程の比較的初期の段階において、関係者はそれぞれの時点、それぞれの位置からこの火災を目撃することになる。続いて消防隊が、出場してから鎮火するまでの間の延焼経過を見分することになる。そして、いわゆる焼け跡が残る。これらの関係者の発見状況や消防隊の見分状況等を聞き、焼け跡の焼け方を見、さらには、建物構造および構造物・附帯設備・造作・家具・調度、その他建物内外の可燃材および不燃材等の質・形・量・位置・状態、気象や消火の状況などの諸条件に左右される燃え方を考察し、これら三者の関連において出火箇所を判定するわけである。そして、燃えと焼けの現象上の因果関係は、あくまで一体のものであり不即不離の関係にある。燃えと発見は、燃えの一部を目撃したことにより、その状況を手がかりとして燃えのうちの延焼経路を明らかにしようとする、目的と手段の関係にあり、またこのことは、燃えと焼けについてもいえる。この燃えと発見と焼けが、出火箇所を判定するための三要素であり、それは同時に、延焼経路の究明につながる。これら三要素の見方や考え方を誤り、あるいは

それぞれ手がかりが少なくなるほど、出火箇所の判定は難かしくなり、また、判断を誤ることになる。しかし、これらはあくまで車の両輪的なものではなく、焼けからだけでも、発見からだけでも出火箇所を判定できる場合は多い。ただ燃えは、あくまで焼けと燃えの因果関係、発見と燃えの因果関係において必要であり、燃えだけから出火箇所を判定することは不可能である。そして、より有力な手がかりがより数多く得られるほど、判定は容易になり、誤ることも少なくなる。

火災の初期発見者が、火源ともなるものからの燃え拡がりの瞬間を目撃しているのなら、その証言の信用性はともかくとして、それによる出火の判定は易しい。しかし、発見の時点が遅れれば遅れるほど、発見者が見た炎の位置は必ずしも出火箇所と結び付かず、その位置からさかのぼる出火箇所までの延焼経路を考察しなければ、発見の正しい評価はできない。

出火から鎮火に至る延焼経過のそれぞれの時点、すなわち、出火後時々刻々延焼拡大していく過程において、関係者が火や煙を見る時期がそれぞれ違うということである。火源ともなるものから、出火した直後の状態を見る人もいよう。カーテンあるいは内壁を燃え上っている状態を見る人もいよう。燃え上った炎が、天井下を延びている状態を見る人もいよう。小屋裏に充満した後、かわら屋根を燃え抜けて、炎が屋根上に吹き出て

いる状態を見る人もいよう。建物全体に火が廻って、屋根からも窓からも炎が吹き出している状態を見る人もいよう。要するに、関係者が火や煙を見る時期がそれぞれ違うので、それぞれの証言に十分な考察を加えなければ、それらは出火箇所判定のための手がかりとはならないということである。

例1 木造平家建住宅の屋根の端、切妻上部から炎が吹き出しているときに、関係者がこの火災を発見したとしよう。この人に調査員が質問するとき、「どこが燃えていましたか」「屋根から火が吹き出していました」「ハイ、分かりました」で終って、この証言は全く手がかりとはならない。「屋根の真中付近から上へ吹き出し……」、「切妻の上の方から……」といったように、具体的な証言を得ることが必要である。鉄筋コンクリート造か防火造か木造か、外壁はモルタルか板張りかといったように、少くとも建物構造と構造材ぐらいは前もって知っておかなければならない。条件次第で燃えは変化し、それに伴い発見状況も変わってくるからである。「屋根の真中付近の傾斜の途中から炎が上っていました」と聞けば、「そんなばかなことが……」と思うだろうが、屋根に明り取りがあれば、なるほどと納得することになる。あるいは、藁葺屋根ならば、飛火などによって傾斜の途中から燃え出すこともあろう。話は元へ戻るが、いずれにせよ燃えを念頭におきながら詳細に質問しないと、切角の手がかりともなるはずのものが、証言次第では役に立たなくなってしまう恐れがある。しかし、「切妻の上の方から……」という具体的な証言が得られたとしても、調査員ならば、切妻の上の方が出火箇所だと考える人はまずいないだろう。どこかで出火して燃え上り、小屋裏に充満し、切妻上部を燃え抜けて吹き出した、と考えるのが普通である。一般に居室から出火し

た場合、内壁を燃え上って天井に達し、天井下を延びる。間もなく、薄い天井板は燃え抜けて小屋裏に吸い込まれ、屋根裏の傾斜に沿って延び棟木に達する。棟木に沿って両側に別れ、近い方の切妻部分が先に燃え抜ける。といった延焼経路を考えるわけだが、それは、証言から考察した燃えであり、客観性はない。したがって、この証言は、信用性はあっても判定のための手がかりにはならない、ということになる。この関係者が発見した時点よりも、もっと早い時期の目撃証言が欲しいわけである。かりに、構造が木造モルタルであったならば、漏電により出火し、それは切妻上部であった、ということもないではない。もっとも、そこから燃え出すのと小屋裏に充満してから吹き出すのとでは、炎の勢も大きさも違うだろうが。

例2 あるアパートの居室6畳間から出火したとする。初期発見者が駆け付けドアを開いたところ、煙が吹き出してきた。かがんで室内を見たが、煙が充満していて何も見えない。その直後、右奥の上の方に火が見えたが、直ぐ見えなくなってしまった。という証言だけが唯一のものとする。この場合、右奥の上の方、あるいはその下の方が出火箇所であるとは、必ずしも言いきれない。室内の火や煙がどのような状態のときにたまたま一部の火が見えたのか、充満した煙のためにその実態、すなわち燃えが分らない。したがって、唯一の発見者であっても、その証言は手がかりとならないので、採用するわけにはいかない。

…それぞれの時点、それぞれの位置からこの火災を目撃… 多くの初期発見者は、それぞれ火災を発見した時期も、発見者の位置も違う場合が多い。比較的早い時点において発見した場合であっても、位置が悪いために、その証言が役に立たないことも多い。



例1 留守中の店舗併用住宅の階段下の紙屑かごから出火した火災で、道路から発見した人が、「2階の窓ガラスの奥に火が見えた」と証言したとする。1階店舗内は、シャッターで見えない。両側の店舗は異常がない。かといって、この証言から、道路に面した2階居室に出火箇所が、というわけにもいかない。屋内での発見ならばこういうことはないであろうが、早い時期でも発見位置が悪ければ、手がかりとはならない。

例2 防火造平家建屋根トタン葺の作業場内で、真夜中に出火したとする。複数の発見者がいてそれらの証言は一致しているが、地形や周辺の建物の関係で一方向からの目撃になってしまった。「作業場内の手前の方が大きく燃え上り、窓のガラスがバリバリと音をたてて割れていた」この証言も手がかりとはならない。夜の暗い中で、作業場内の手前の方が大きく燃え上っていれば、作業場の中程や奥の方の状況が分かるはずもない。

この二つの例は、発見位置に関するものであるが、発見時期に関するものと同じように、燃えの実態が把握されていない。延焼経過のどの時点、どの位置から火や煙を見たのか、すなわち、燃え

と発見の因果関係が考察できる証言でなければ、出火箇所判定のための手がかりとはならないということである。

しかも、一般には、発見は瞬間的・直観的・主観的なものが多く、さらには、火災という異常事態下における五感でとらえた感覚を後になって記憶を呼び戻して証言したものが、いわゆる発見であり、時間の経過と共に利害や打算の感覚

が働く場合が多く、それだけ発見についての燃えの考察を難かしくすると共に、証言の信用性に問題が生じてくるのが通例である。

一般には、発見は瞬間的・直観的・主観的…と述べたが、発見者の多くは、火元建物あるいは周辺の人々である。今、目の前で、自分の財産が燃え、あるいは延焼するおそれがあり、また身に危害の及ぶ恐れがあるというときに、ゆうゆうと燃えるありさまを見物するはずもなく、瞬間的に火災を覚知して、直ぐ次の行動に移るのが普通である。また、燃える状況をゆっくり観察するわけでもないから、「居室の天井が燃えていた」と、その瞬間を直観的にとらえるだけで、天井が燃えているということは、室内のどこから燃え上ってきて、現在は天井が燃えているのだ、といったことを考えるゆとりもなければ考察力もない。プロ的な考察力をもちあわせていないだけに、その証言は極めて主観性の強いものになっている。

心理的にノーマル、あるいはアブノーマルな状態というものは、いざ災害といったときに、人の動きに思いもかけない影響を及ぼすものである。

例1 消火訓練の指導に際し、粉末消火器を取り扱うときは力を入れて握ると安全ピンが抜けませんよ、と注意していても、いざ点火してオイルパンの油が大きく燃え上ってくると、握りしめてピンが抜けなくなる例が多いことは、よく経験するところである。

例2 延焼中に、枕や米びつなどを持ってうろうろしている火元関係者がいることは、単なる話だけのものではなく、よく見かけることがある。

ごく簡単な例を挙げたが、こうしたことは数限りなく、ごく普通にあることである。20年、30年もの永い勤めをしてきた消防職員であっても、短かい時間内での戦争状態である火災現場において、総てを冷静沈着に状況把握し、判断し、行動することは、極めて難かしいことである。消防職員になって始めて火災出場をしたとき、先輩の後をついて廻っただけで、何をしたかさっぱり覚えていない、という話はよく聞くところである。デスクワークならいざ知らず、災害現場において心理的にノーマル、全くの冷静沈着ということは、知識と経験の裏付けや個性に左右されて人それぞれ差はあるが、ないような気がする。自分ではそれなりに冷静でいたつもりが、いざ火災現場から引き揚げてきてからは、状況把握、判断、行動が十分でなかったことを反省することは再々あることである。まして、火災については素人である関係者においておや、ということをお願いわけである。いずれにせよ、火災という異常事態下においても、我々人間の五感とは、その瞬間々々においてはそれなりのものを捕えているはずである。ただ時間の経過と共に、どれだけ記憶として残っているか、プロとアマの差、被害の及ぶ関係

者と第三者の立場の差、利害や打算などが影響して、証言の内容の価値や証言の信用性に変化が生じてくる。警察は昔も今も、火災の初期のうちから関係者を出頭させて調書の作成をしているので、消防側は初期の調査に影響を受けてきたものである。しかし人は、災害直後ほど事実を述べるものであり、時間の経過と共に信用性が薄れることはすでに述べた。刑事手続き上、早い時期に調書を作成することは正しいことであり、消防は警察の立場を理解し、警察には消防の立場を理解してもらうという協調の精神で、調査業務を執行していくべきであると思う。

また、消防隊員の出場時の見分は、専門家であるだけに関係者よりも比較的客観性があると考えてよいが、見分の時点が遅い場合が多く、延焼の状態や範囲についての資料は得られても、出火箇所までさかのぼる燃えの考察の手がかりとはならない場合が多い。一般に、発見に関する証言は、信用性の有無にかかわらず、出火箇所判定のための手がかりになるものとならないものがあり、それを選別することが極めて重要である。発見を検討し、あるいは焼けを見ると、それに関連してたえず燃えを考察しなければならない。しかし、燃えは、それを左右する諸条件の関連において決まるので、それらを適確に把握することは難かしく、それらを考察して得た判断は客観性が乏しいきらいがある。まして、もともと主観性の強い発見との因果関係を考えたとき、発見に関する証言は、極めて主観性の強いものであるといえる。